



専務	職員
大倉	近内 むちよ

福島労発基 0824 第4号

平成 29 年 8 月 24 日

公益社団法人 須賀川労働基準協会会長 殿

福島労働局長
(公印省略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)に基づく定期健康診断等の統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断実施の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置(以下「事後措置等」という。)の実施率が非常に低調であるなどの状況にあるところです。これらを踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」(以下「強化月間」という。)と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度も全国労働衛生週間の実施については、平成 29 年 7 月 19 日付け福島労発基 0719 第 5 号「平成 29 年度(第 68 回)全国労働衛生週間にに関する協力依頼」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組については、すでに各労働基準監督署あて通知していますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われますよう、貴会員に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

960 - 8021

福島市霞町 1 - 46

福島労働局健康安全課

電話 024 - 536 - 4603